



町民の税金3億円が  
消えた責任はどこに！

監査委員の勧告に従い  
責任を認めよ！



## この裁判は税金約3億円を 取り戻す裁判です！

### 3億円は失われたまま！

御船竹資源開発(株)の肩代わりをする形で国へ補助金を返還し、町は約3億円の被害を受けました。しかし、約3億円は未だ返還されていません！

### お金を取り返そうとしません！

町は議会において、約3億円の被害を取り戻すために会社役員を訴えると言っていました。しかしその裁判はおこされていません。

また、会社や会社元社長に対しては、すでに強制的にお金を取り返すことが出来る状態ですが、その手続きは進んでいません。

いつになったら、町民の税金を取り戻してくれるのでしょうか。

### 問題は終わっていません！

町の監査委員が町長自身に過失があったことを認め、税金を埋め戻すよう勧告を出しましたが、町長はそれすら認めませんでした。

約3億円が失われ、町は竹バイオマス問題において大きな損害を受けましたが、住民訴訟以外でも町は、3億円を超える賠償請求の裁判を起こされています。その裁判の結果次第では、町に更なる負担が生じる可能性もあります。

このような事態においても、町長は自らの責任を認めないばかりか、反省する姿勢すら見せていません。

問題は現在も続いています。

…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明



・「竹バイオマス問題がなぜ起きたのか」「このような問題が今後起らないために  
はどうすればいいのか」を住民目線で考える

竹ん子の会

# ニュースレター

みふね

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第29号

竹ん子の会 会長 吉井博  
電話 090-4473-7798



# 裁判が「結審」しました

\*結審とは…原告被告双方の証拠調べがすべて終了したことです。

4月18日（金）、結審の回には多くの人が傍聴に訪れ、裁判が始まる前から、通路はたいへん混雑をしていました。原告席の数を増やしたり、パイプ椅子を出したりと、裁判所より特別な配慮があり、訪れた全員がようやく傍聴席に座ることが出来ました。これまでの口頭弁論とは違い、マスコミの方々多く傍聴されていました。

今回の結審では、双方の最終準備書面が提出され、また原告1名による意見陳述を行いました。陳述書は、当会副会長の釣崎が監査請求からこの裁判に至るまでを御船町民のひとりとして振り返り、思いをまとめたものです。同じ思いでおられる町民の方々も多いと思いますので、全文を次ページに掲載しています。

▼報道陣に囲まれる板井弁護士



▲裁判終了後、大型バスの中での解説の様子

## 次回の裁判は、注目の「判決」です！

### 日時 平成26年7月25日(金) 13時10分～

平成26年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

**正会員 一ヶ月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一ヶ月額1,000円(何口でも可)**

会の口座【三井住友銀行】 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会  
お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

\*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください <http://takebio.mifune.org>

## 意見陳述

### 第1 はじめに

私は、原告の釣崎昭一です。裁判所におかれましては、本日の結審にあたりまして意見を述べる機会を頂きまして感謝申し上げます。原告の一人として意見陳述させていただきます。

私は、平成3年ころ御船町滝川にて自宅を建設し生活を始めました。私は、定年退職を機に綺麗な空気・のどかな田園風景に憧れこの地に居を定めました。地域の方々のすすめにより自治会長（区長）を務め、役場の方とも何かとお世話になり、皆さんに宜しくご指導頂きました。

### 第2 住民訴訟に至った経緯

私どもが住民訴訟に至った経緯と、その想いをお話いたします。

当初、山本町長はこの事業について「中山間地の活性化、里山再生等に役立つ企業誘致である」「町に損害が及ぶことはない」などという説明をしていました。

しかし、補助事業が開始され、事業会社に対して約3億円の補助金が支払われましたが事業は一向に進みませんでした。

その後、事業会社に対して町が出資し、第三セクター化するというニュースが流れ、大変驚いて町に説明を求めました。

町長は、議会において「事業資金は必ず調達できる」「会社には事業継続の熱意がある」「町が事業を支援し、成功させることが損害を防ぐことになる」「静かに見守ってほしい」などと述べていましたが、住民に対する十分な説明はされませんでした。

その後も町長から納得のいく説明がないまま補助事業は頓挫、町は約3億円を事業会社にかわって国に返還し、町の財政に約3億円という大きな損害が生じました。

私どもは問題の真実を知るべく、住民監査請求を起こしました。御船町において住民監査請求が行われたのは、私が知るかぎりこれが初めてです。

その住民監査請求に対して、町長自らが任命した監査委員から「重大な過失があったと断ぜざるを得ず、町長は町に約3億円を支払うこと」といった画期的とも言える勧告を出させていただきましたが、町長は自らの過ちを認めず勧告を拒否しました。

私どもに残された手段は、住民訴訟しかありませんでした。

住民訴訟は、町民にとって大きな負担を伴います。根拠なき誹謗中傷にさらされたこともあります。

しかし、御船町民の一人として、町長の判断や事業の進め方、住民に対する不十分な説明などに問題があり、その結果として大きな損害が町に生じたと確

信していましたので、ここで何も行動を起こさなかったとしたら、町民自らが、「町長という職にあるものは、何をしても許される」と認めてしまうことになると思い、住民訴訟に踏み切りました。

大きな負担を伴い、大変難しい決断ではありましたが、私どもは御船町の将来を考え住民訴訟を提訴しました。

### 第3 裁判を傍聴して

私は、この裁判を15回全て傍聴してきました。私どもは住民訴訟を通して、この問題の真実が明らかになることを期待していました。

しかし、町は当初から、「町が会社に補助金を支払った事実については裁判の対象ではない。あくまで町が国に返還した手続きについてのみを争う裁判である」などと言う、問題の本質論から外れた、手続きに関する主張を繰り広げました。

証人尋問で町長は、担当職員が「町長に報告していた」と証言した事柄についても、「知らない...」「覚えていない...」などと証言する場面が多く、自らが決済印を押した書類の内容でさえ、「よく覚えていない」と証言しているのを聞いて信じられない想いでした。

また、御船町職員や町長が、「事業会社の融資先の調査をしたのか」という質問に対して、「調査はしていない」と言っていたのをきいて、あまりのずさんさに本当に失望しました。

このような町長の証言を聞いて、私は、町の責任者としてあるまじき態度に驚きと怒りを禁じえませんでした。

### 第4 裁判所に望むこと

私どもがこの裁判を通じて明らかにしたいのは、竹バイオマス事業において、町長がどのような判断を下してきたのか、その判断に御船町の財政を守るべき立場からみて、問題はなかったのかということです。

私たちは、これまでの町長をはじめ、御船町の説明を聞いて、御船町に約3億円もの損害が生じたのは町長の判断に問題があったからだと確信しております。

「なぜこのような問題が起きたのか」を明らかにしなければ、「今後このような問題が起らぬいためにはどうすればよいのか」を考えることはできません。

住民訴訟は、私たちにとって、竹バイオマス問題の真実を明らかにするため残された最後の手段です。

裁判所におかれましては、是非、真正面から山本町長の判断の是非について審理していただき、責任の所在を明らかにしていただきますよう、心からお願い申し上げます。